

平成20年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

開催日及び場所	平成20年5月28日（水）最高裁判所中会議室
委員	委員長 深尾 精一（首都大学東京都市環境学部教授） 委員長代理 浦江 真人（東洋大学工学部准教授） 委員 伊室 亜希子（明治学院大学法学部准教授） 都甲 和幸（経理局営繕課首席技官） 大村 信之（同 次席技官）
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事1 『平成19年度総合評価落札方式の実績について』

平成19年度の実績について報告。

議事2 『平成20年度実施方針について』

平成20年度実施方針について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

総合評価の原則実施は、20年度中を目処にということだが、来年度もまた、年度中を目処に実施となるのか。

【事務局】

来年度は準備を行い、年度当初から実施する予定である。

議事3 『総合評価方式に関する技術提案の評価方法（評価項目、評価基準及び得点配分について）』

評価方法について説明。主な意見等は以下のとおり。

【委員】

評価方法において、配置予定技術者の資格については、簡易普及型では評価項目として設定しないことになっているが、理由は何か。

【事務局】

関東地方整備局のガイドラインの形に合わせたものであるが、通常であれば、指名競争入札に該当するような少額な工事が簡易普及型に該当することになる。そして、指名競争入札の場合、参加要件として配置技術者の資格までは設定していないということが理由かと思っている。

【委員】

極論すると数百万円ぐらいの工事に、そこまで問うことはないということだと思う。

【委員】

配点を5段階にするというのは、前回、細かくするのがよいと申し上げたことを反映されたものであるが、1点がいくらの重みを持っているかということを考えると相当大きな金額になるため、粗いよりは細かいほうが、やるからには良いと思う。しかし、10点、8点、5点、3点というよりは、10点、8点、6点、4点としたほうが良いと思うが如何か。

【事務局】

A評価が10点、Cが真ん中だとすると5点となるというのが、ガイドラインの考え方である。

【委員】

必ずしもガイドラインに従わなければならないというわけでもないだろうが、これについてはこだわらない。

【委員】

簡易型が20点で簡易普及型も20点で、差がないのはなぜか。

**【事務局】**

標準点の100点に対する技術力の割合が20点ということである。簡易普及型であっても、あまりに低くすると総合評価でやった効果が出ないのではないかという考え方もあることから、簡易型と合わせるような形にしている。

**議事4 『平成20年度総合評価審査委員会の審査対象工事の抽出』**

審査対象案件の抽出について説明。主な意見等は以下のとおり。

**【委員】**

簡易型と簡易普及型は裁判所の技術審査会で審査するということであるが、この設置要領を見ると、この総合評価審査委員会で、抽出する全ての工事に関して何らかの関わりを持つと読める。この委員会と簡易型、簡易普及型で審査される工事、あるいは、審査、評価結果の関係はどうなっているか。

**【事務局】**

設置要領第1条3に該当することであるが、品確法の基本方針等では、実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める時、あるいは、特に標準型の総合評価で発注する個々の工事の評価方法の設定や技術提案の審査の場合、学識経験者等の意見を聴くとなっている。

**【委員】**

設置要領第1条3に「標準型の総合評価方式により発注する個々の工事における評価項目、評価基準の設定及び技術提案の評価、審査に関すること」と書いてあれば、より明確であるということかと思う。

**【委員】**

来年度以降は審査対象工事が増えていく可能性はあるのか。

**【事務局】**

夏の予算要求の段階で、基本的な案件がある程度固まってくるので、現時点ではなんとも言えないところである。予算成立のころに初めて案件がどれくらいかというのがわかることになる。

**【委員】**

十数件になることはないのか。

**【事務局】**

十数件になると、その中から抽出という形になる。

**【委員】**

抽出でいいのか。

**【事務局】**

他省庁の場合でも、必ずしも全件やっているわけではなく、その中で案件を抽出している。

以上

## 評価項目

項目：評価の視点		評価項目（中項目）	WTO 標準型 (7.9億 円以上)	標準型	簡易型	簡易 普及型
施工計画（簡易型）		工程管理に係わる技術的所見			○ 工事内容 により1か ら3項目を 指定	○ 工事内容 により1項 目を指定 ※1
		材料の品質管理に係わる技術的所見				
		施工上の課題に対する技術的所見				
		施工上配慮すべき事項				
		安全管理に留意すべき事項				
企業の施工能力		同種工事の施工実績		○	○	○
		工事成績		○	○	○
		手持ち工事量		○	○	○
配置予定技術者の能力		同種工事の施工経験		○	○	○
		資格		○	○	
地域精通度		近隣地域での施工実績		○	○	○
技術提案と 技術提案に基づく 施工計画	総合的 なコスト	ライフサイクルコスト	○	○	工事内容 により選定	工事内容 により選定
		その他				
	性能等	機能・強度・耐久性等				
		環境の維持				
	社会要請	交通確保				
		特別な安全対策				
		省資源・リサイクル				
工事全般の施工計画		施工上考慮すべき事項等の技術的所見	○	○		

[注] ※1 簡易普及型の施工計画は、適切か不適切かの判断のみを行う